



社会保険労務士事務所

あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 見目

一般健康診断を就業時間中に受診する場合の労働時間、労災は？

Q. 会社から離れた場所で、就業時間中に、一般健康診断を受診する場合、会社はその時間を労働時間としてカウントする必要があるのでしょうか？ また、万が一、往復中に事故に遭った場合は、労災が適用となるのでしょうか？

A. 受診にかかる時間を労働時間として取り扱う必要はありませんが、往復中の事故については、労災が適用になる可能性があります。



◆ 労働時間として取り扱うか？

一般健診は職種に関係なく、一般的な健康の確保をはかることを目的として事業主に実施義務が課せられている。…受診にかかった時間は業務遂行に直接関連するものではないため、当然には事業主が負担すべきものではない。

労働時間としなくても差し支えない。

…但し、労働時間とするかしないかは、労使協議の上、定めるべきものであるが、労働者の健康確保は、事業の不可欠な条件であることから、受診にかかった時間に対し、賃金を支払うことが望ましい旨の通達あり（※義務ではない）（昭和47.9.18基発602号 行政通達）

◆ 労災になるか？

労災の判断

・業務遂行性があるか？

- ①事業主の支配・管理下で業務に従事（あらかじめ定められた業務についている場合）
- ②施設内での休憩時間等、事業主の支配・管理下ではあるが、業務に従事していない
- ③出張や社用での外出等、事業主の支配下にある

・業務起因性があるか？

業務と傷病等との間に因果関係が存在するか？

…その業務についていなければ、この事故は発生していなかったか？



【一般健康診断と業務遂行性、業務起因性の関係】

一般健康診断は、労働者の安全配慮や健康状態の把握等のために事業主に課せられた義務である

↓
会社の指示に従い、健康診断に行った結果、事故にあった…

↓
積極的な私的行為が認められない場合、業務遂行性や業務起因性が認められ、労災と認められる可能性あり

※※ 一般健診の時間を労働時間としない（賃金を支払わない）場合でも、往復中の事故は、労災が適用になる可能性があります ※※

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277